

刊行にあたって

本書は、銀行業務検定試験「相続アドバイザー 3 級」の受験参考書として刊行されたものです。過去の試験問題については、『相続アドバイザー 3 級問題解説集』（銀行業務検定協会編）に収録されていますが、本書は、試験問題を解くための必要知識について簡潔に解説し、試験合格に向けてのサポート役として活用していただくことを第一義に編集しています。

金融機関にとって、相続に関する実務は個人取引におけるすべての業務に関連するものであり、その知識の習得は正確かつ適切な事務処理のために欠くことはできません。相続の実務は主として民法に基づいて処理されますが、銀行業務検定試験「相続アドバイザー 3 級」は、その法的知識とともに相続税および事業承継などの周辺知識の習得度を判定するものであり、日頃の研鑽の成果を試すものとして、ぜひチャレンジすることをお勧めします。

本書とともに、『相続アドバイザー 3 級問題解説集』も併せて活用されることによって「相続アドバイザー 3 級」に合格されることを祈念申し上げます。

2020 年 6 月

経済法令研究会

2020 年 3 月（第 145 回）「相続アドバイザー 3 級」試験につきましては、政府要請（新型コロナウイルスの感染拡大防止）を受け、実施されませんでした。

目 次

2020年3月（第145回）「相続アドバイザー3級」試験につきましては、政府要請（新型コロナウイルスの感染拡大防止）を受け、実施されませんでした。

刊行にあたって	(1)
学習の手引・本書の利用のしかた	(9)
相続アドバイザー3級 出題範囲	(11)
過去4回の出題項目	(12)

第Ⅰ章 相続の基礎知識

1 相続の開始	2
相続の開始 / 死亡の確認 / 相続開始後のタイムスケジュール	
2 相続人の範囲と順位	5
原則 / 代襲相続 / 胎児と相続 / 養子縁組	
3 相続人の欠格・廃除	13
相続欠格 / 相続人の廃除	
4 相続分	16
法定相続分 / 指定相続分 / 特別受益 / 寄与分	
5 遺産分割	26
遺産分割とは / 遺産分割前の払戻し制度 / 相続開始後、遺産分割前の共同相続人による財産処分への対応 / 遺産分割の手続 / 遺産分割の具体的方法 / 遺産分割の効力	
6 相続の承認・放棄	33
相続人の選択権 / 単純承認 / 限定承認 / 相続放棄	
7 相続財産の清算	38
相続人の固有財産と別建てにした相続財産の清算の必要性 / 財産分離 / 相続人の不存在	

8 遺言総論	42
遺言とは / 遺言の種類 / 遺言の制限 / 遺言の効力	
9 遺言能力	47
未成年者の遺言能力 / 成年被後見人の遺言に関する規律 / 意思無能力者の遺言	
10 自筆証書遺言	50
自筆証書遺言の意義 / 自筆証書遺言の成立要件 / 自筆証書遺言の変更 / 自筆証書遺言と検認手続 / 自筆証書遺言の保管制度 / 自筆証書遺言のメリットとデメリット	
11 公正証書遺言	62
公正証書遺言の意義 / 公正証書遺言の成立要件 / 公正証書遺言の方式の特則 / 公正証書遺言のメリットとデメリット	
12 秘密証書遺言	66
秘密証書遺言の意義 / 秘密証書遺言の成立要件 / 検認手続 / 秘密証書遺言のメリットとデメリット	
13 遺言の撤回・無効および取消し	68
遺言の撤回 / 遺言の無効と取消し	
14 遺言の執行	72
検認手続 / 遺言執行者	
15 遺 贈	77
総説 / 遺贈の種類 / 遺贈の効果 / 遺贈の承認・放棄 / 遺贈の無効・取消し	
16 遺留分	83
遺留分の意義 / 遺留分権利者と遺留分割合 / 遺留分における基礎財産の確定 / 遺留分侵害額請求権の行使方法と効果 / 受遺者または受贈者の負担額 / 遺留分侵害額請求権の消滅時効と除斥期間 / 遺留分の放棄	
17 配偶者の居住の権利	91
総説 / 配偶者居住権 / 配偶者短期居住権	
18 相続登記の手続	93
相続登記とは / 相続に関する登記の種類 / 相続登記をなすべき時期 / 相続による不動産の権利の承継と登記（第三者対抗要件） / 登記申請に必要な書類（添付情報）	

■預金等■

- 1 相続発生時の初動対応 102
相続発生の実態の把握 / 相続人、遺言執行者および委任を受けた弁護士等
が来店した場合の初動対応 / 窓口で受けるその他請求
- 2 相続預金の払戻し 105
相続預金の共同相続 / 金融機関の対応 / 債権の準占有者に対する弁済
/ 遺産分割前の預金の払戻し / 亡くなった顧客が外国人であった場合
/ 死亡した在外邦人の預金について
- 3 相続預金払戻しの際の必要書類 112
相続預金の払戻しに際して必要となる一般的な書類 / 相続の事案に応じて
必要となる書類 / 除籍・戸籍謄本の読み方
- 4 遺産分割協議と相続預金の払戻し 120
遺産分割協議書等に基づく相続預金の払戻し / 遺産分割協議書の効力に疑
義がある場合 / 遺言内容と異なる遺産分割協議に基づく相続預金の払戻し
- 5 遺言と相続預金の払戻し 124
遺言に基づく相続預金の払戻し / 遺言書に基づかない相続預金の払戻
し / 遺言書の記載・取扱いで留意すべき点 / 代襲相続人からの遺言に基
づく相続預金の払戻請求
- 6 遺言執行者への相続預金の払戻し 129
遺言執行者の存在および権限の範囲の確認 / 遺言執行者が就任を拒絶した
場合の相続預金の払戻し / 遺言執行者に相続預金を払い戻した後の問題
- 7 遺留分の侵害と相続預金 132
遺留分を侵害する内容の遺言の効力 / 遺留分侵害額請求について紛争が発
生している場合の対応
- 8 相続預金についての取引経過開示請求・
残高証明書の発行依頼 134
取引経過の開示請求の実情 / 相続人からの取引経過開示請求 / 被相続人
の死亡時に解約されていた預金についての取引経過開示請求への対応 /
残高証明書の発行依頼

9 共同相続人の1人からの投資信託等の解約請求・ 名義書換請求	137
投資信託の仕組み / 共同相続人の1人からの投資信託の解約請求 / 株 式、個人向け国債についての対応	
■融 資■	
10 融資の相続の基本	141
債務者の死亡と債務の相続 / 個人向け融資の種類と融資ごとの対応 / 融 資債権の回収 / 単純承認への対応	
11 相続放棄への対応	148
相続放棄の意義 / 相続放棄の手続とその効果 / 未成年の子による相続放 棄 / 共同相続人の一部が相続放棄した場合の対応 / 共同相続人の全員が 相続放棄した場合の対応	
12 限定承認への対応	153
限定承認の意義 / 限定承認の手続とその効果 / 限定承認と遺贈および死 因贈与の関係 / 相続人が限定承認した場合の対応	
13 相続と債権者の介入	157
法定相続分と異なる割合の債務承継 / 詐害行為取消権 / 相続放棄と詐害 行為取消権 / 遺産分割協議と詐害行為取消権 / 債権者を害する遺産分割 協議への対応	
14 相続と債務引受	162
共同相続の場合の債権回収方法 / 特定の相続人による債務承継の方法 / 併存的債務引受の特徴 / 免責的債務引受の特徴 / 各債務引受の特徴のま とめ / 債権者の対応	
15 被相続人の預金や担保物件（不動産）からの融資金の回収 ...	167
弁済期の確認 / 被相続人の預金からの融資金の回収 / 担保物件（不動産） からの融資金の回収	
16 債務の相続についての遺言	171
遺言の手続・効力 / 「相続させる」旨の遺言がある場合 / 債務の相続に ついて遺言がある場合の対応	
17 債務の相続についての遺産分割協議	174
遺産分割の意義 / 遺産分割協議の手続・効力 / 債務の相続について遺産 分割協議がある場合の対応	

■担保・保証■

18	担保と相続	177
	担保の目的物と種類 / 債務者の死亡と担保権 / 担保権設定者の死亡と担保権	
19	抵当権と相続	180
	債務者の死亡 / 抵当権設定者の死亡	
20	根抵当権と相続	184
	根抵当権とは / 元本確定前の債務者の死亡 / 元本確定前の根抵当権設定者の死亡 / 元本確定後の死亡	
21	動産担保と相続	191
	動産担保とは / 動産担保と相続	
22	債権担保と相続	196
	債権担保とは / 債権担保と相続	
23	保証と相続	202
	保証の種類 / 相続性	
24	主債務者の相続と保証人の債務	206
	主債務者の死亡 / 相続放棄と保証人に対する請求 / 保証人による主債務の相続	
25	保証人の死亡と相続	212
	保証人の死亡 / 無権代理と相続	
26	個人根保証契約	216
	個人貸金等根保証契約とは / 主債務の元本の確定 / 主債務者または保証人の死亡	

■手形・小切手■

27	当座勘定取引先の死亡	222
	当座勘定取引契約の法的性質と取引先の死亡 / 振出人の死亡と振出手形（小切手）の帰趨 / 当座預金の払戻し	
28	異議申立預託金の提供者の死亡	225
	異議申立手続 / 異議申立預託金の提供者が死亡した場合	

■その他■

- 29 口座引落とし・家賃の振込等 227
 公共料金等の引落とし / 振込依頼を受けた後の依頼人の死亡 / 年金等の振込 / 家賃等の振込
- 30 貸金庫契約者の死亡 231
 相続開始時における貸金庫の格納物の重要性 / 共同相続人の1人からの開扉請求 / 貸金庫に関する遺言の記載 / 一部の相続人が貸金庫の開扉に協力しない場合の対応 / 貸金庫契約の解約と相続人の同意

第Ⅲ章 相続税の基礎知識

- 1 相続税の納税義務者と課税財産 236
 相続税の納税義務者 / 相続税の課税財産 / 相続税の非課税財産 / 債務控除
- 2 相続税の計算の仕組み 242
 法定相続分課税方式 / 相続税の計算の仕組み / 課税価格 / 遺産に係る基礎控除額と課税遺産総額 / 相続税の総額 / 各人の算出税額 / 各人の納付税額
- 3 相続税の申告と納付 252
 申告書の提出 / 税金の納付 / 準確定申告
- 4 延納と物納 257
 延納 / 物納 / 特定物納制度
- 5 相続財産の評価 263
 時価主義 / 主な評価方法 / 土地 / 路線価方式 / 倍率方式 / 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例 / 家屋 / 株式
- 6 生前贈与と相続 276
 贈与 / 贈与税と相続税の関係 / 贈与税の課税財産 / 贈与税の非課税財産 / 贈与税の計算の仕組み / 贈与税における配偶者控除 / 贈与税の申告
- 7 相続時精算課税 283
 相続時精算課税 / 相続時精算課税の適用を選択した場合の贈与税および相続税の計算例

8 贈与税の非課税措置	288
住宅取得等資金の贈与と非課税 / 教育資金の贈与と非課税 / 結婚・子育て資金の贈与と非課税	

第Ⅳ章 相続と周辺知識

1 遺言信託、遺産整理業務	296
相続対策と関連法規 / 遺言信託業務 / 遺産整理業務 / 遺言代用信託 / 相続対策における信託の活用	
2 相続対策と事業承継(1)	304
企業経営者の相続対策と事業承継対策 / 事業承継計画 / 親族内承継と親族外承継 / 議決権の集中 / 経営承継円滑化法の活用	
3 相続対策と事業承継(2)	310
取引相場のない株式 / 事業承継税制	
4 遺族年金	322
遺族年金 / 遺族基礎年金 / 遺族厚生年金 / 遺族年金の失権	
5 生前対策	328
成年後見制度 / 法定後見 / 任意後見 / 成年後見登記 / 金融・資産運用計算の係数 / リバースモーゲージ	

※ 本書第Ⅰ章・第Ⅱ章において、条数のみ記載している法律は「民法」を指します。

☆ 本書の内容等に関する追加情報および訂正等について ☆
 本書の内容等につき発行後に追加情報のお知らせおよび誤記の訂正等の必要が生じた場合には、当社ホームページに掲載いたします。
 (ホームページ [書籍・DVD・定期刊行誌](#) メニュー下部の [追補・正誤表](#))

相続の開始

出題【19年10月・問1／19年3月・問1・24／18年10月・問1・24／18年3月・問1・23】

◆学習のポイント◆

- ① いかなる場合に相続が開始するのか理解する。
- ② 相続開始後の一般的なタイムスケジュールを把握する。

1 相続の開始

相続とは、個人が死亡した場合に、相続人が、死亡した人（被相続人）の財産に属したといっさいの権利・義務を包括的に承継することをいう。

相続は、被相続人の死亡によって開始する（民法882条。以下、民法については条数のみ記載する）。かつては、隠居を開始原因とする生前相続の制度が存在したが、現在ではそのような制度は存在しない。また、相続の開始について、相続人が被相続人の死亡の事実を知っているか否かは関係なく、また死亡届や相続登記の有無も、相続開始の効果の発生時期を左右するものではない。

2 死亡の確認

(1) 死亡の証明

死亡の証明は、通常、戸籍によって行われる。人が死亡したときは、同居の親族等（届出義務者）が死亡の事実を知った日から7日以内（国外で死亡したときは、その事実を知った日から3ヵ月以内）に、死亡者の死亡地・本籍地または届出人の所在地の市役所、区役所または町村役場に死亡届を提出する必要がある。死亡届が提出されると、死亡の事実が戸籍に反

映されることになる。

金融機関としては、相続事務の画一的処理のため、戸籍の記載事項に照らして相続の開始について判断を行う。

(2) 失踪宣告および認定死亡

死亡の事実が確実に証明されない場合であっても、次の場合については、死亡したものと扱われて相続が開始する。

① 失踪宣告

不在者の生死不明が一定期間継続した場合、利害関係人（不在者の配偶者やその他相続人など）からの請求に基づき、不在者は、家庭裁判所の審判（失踪宣告）により死亡したものと扱われる。この失踪宣告には2種類がある。

普通失踪 (30条1項)	不在者の生死が7年間明らかでない場合、その7年の期間が満了した時に死亡したものとみなされる
危難失踪 (30条2項)	戦争、船舶の沈没など、死亡の原因となるべき危難に遭遇し、その危難が去った時から1年間生死不明の場合に、危難の去った時に死亡したものとみなされる

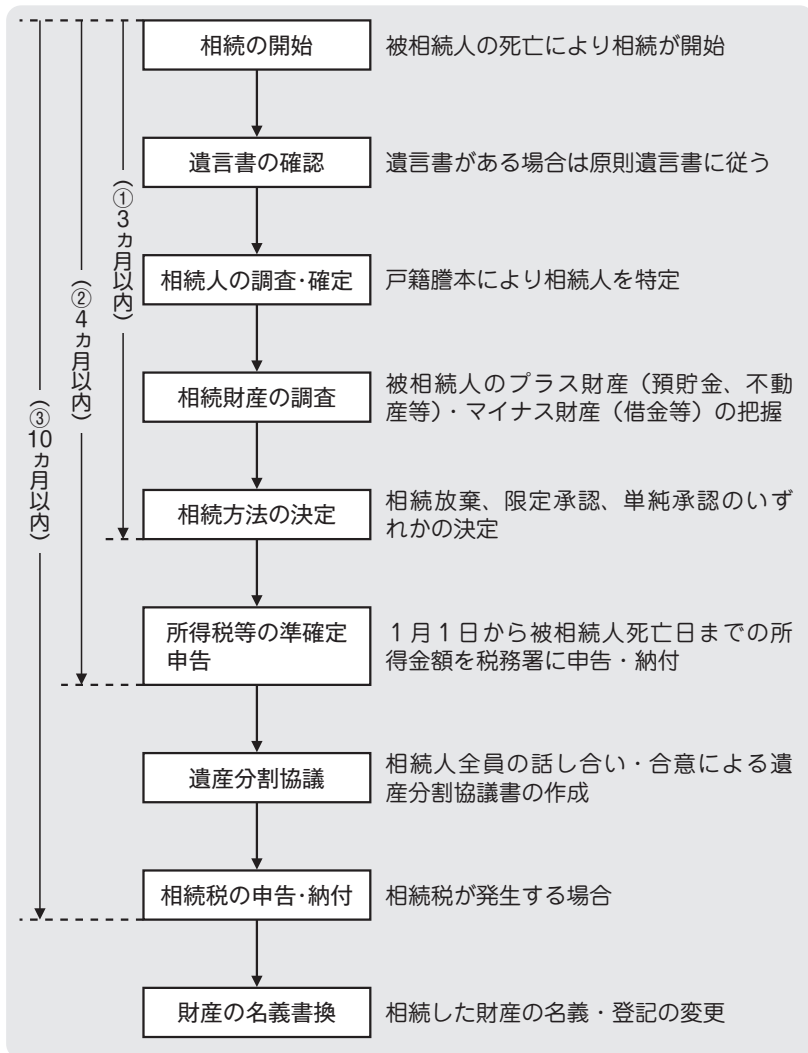
なお、失踪宣告を受けた不在者が生存すること、または、上記の時期と異なる時に死亡したことの証明があったときは、家庭裁判所は、本人または利害関係人の請求により、失踪宣告を取り消さなければならない(32条1項)。

② 認定死亡

ある者が水難や火災などにより死亡したことが確実であるものの、死体が確認されない場合には、その取調べをした官公署等が死亡を認定し、市町村長に死亡の報告を行い、それに基づいて戸籍に死亡の記載がなされれば、その者は戸籍に記載された年月日に死亡したものと推定される（戸籍法89条）。

3 相続開始後のタイムスケジュール

相続開始後の一般的なタイムスケジュールは次頁のとおりである。なお、相続税についての詳細は、本書第Ⅲ章を参照いただきたい。



出典 通信講座「相続手続き実務コース TEXT 1」（経済法令研究会）2頁

※起算点は、①②③いずれも相続の開始があったことを知った日の翌日である（①については、民法の条文上は「相続の開始を知った時」であるが、民法の初日不算入の原則より、実質的には②③と同様と解される）。

2

相続人の範囲と順位

出題【19年10月・問41／19年3月・問2・3／18年10月・問2・47／18年3月・問2・3・43】

◆学習のポイント◆

- ① 具体的な事案において、誰が相続人になるかについて理解する。
- ② いかなる場合に代襲相続することになるのか理解する。

1 原則

民法は、相続人となりうる者について2つの類型を定めている。第1類型は被相続人の配偶者、第2類型は被相続人の血族（血のつながりがある者）である。

(1) 第1類型：被相続人の配偶者

被相続人に配偶者がいる場合には、配偶者は常に相続人となる（890条）。配偶者は、戸籍上の配偶者である必要があり、内縁関係があったとしても相続人になることはできない。これは、相続に関する法律関係の画一的処理の必要上、誰が相続人であるかは形式的に戸籍により明らかになった方がよいと考えられているためである。

(2) 第2類型：被相続人の血族

被相続人の血族には、次のとおり、グループごとに相続する順位が付けられている。先順位のグループがいない場合にはじめて、後順位のグループが相続することができる。

① 第1順位グループ：子

第1順位グループは、被相続人の子である（887条1項）。嫡出子か否かを問わない。

【執筆協力】

- ・香月 裕爾（小沢・秋山法律事務所所属：弁護士）
- ・清水 洋介（小沢・秋山法律事務所所属：弁護士）
- ・佐藤 良尚（小沢・秋山法律事務所所属：弁護士）
- ・石黒 英明（小沢・秋山法律事務所所属：弁護士）
- ・佐々木文美（弁護士）

☆ 本書の内容等に関する追加情報および訂正等について ☆

本書の内容等につき発行後に追加情報のお知らせおよび誤記の訂正等の必要が生じた場合には、当社ホームページに掲載いたします。

（ホームページ [書籍・DVD・定期刊行誌](#) メニュー下部の [追補・正誤表](#)）

銀行業務検定試験 公式テキスト **相続アドバイザー 3級** 2020年10月・2021年3月受験用

2020年7月26日 第1刷発行

編 者 経 済 法 令 研 究 会
発 行 者 志 茂 満 仁
発 行 所 (株)経済法令研究会
〒162-8421 東京都新宿区市谷本村町3-21
電話 代表03-3267-4811 制作03-3267-4897
<https://www.khk.co.jp/>

営業所／東京 03(3267)4812 大阪 06(6261)2911 名古屋 052(332)3511 福岡 092(411)0805

制作／経法ビジネス出版(株)・栗林貴子 印刷・製本／(株)日本制作センター

© Keizai-hourei Kenkyukai 2020

ISBN978-4-7668-4387-3

定価は表紙に表示してあります。無断複製・転用等を禁じます。落丁・乱丁本はお取替えします。